最終更新日； 2026年3月24日　　凡例：■塗り…当該許可証の対象外 、○…許可あり、○…石綿含有産業廃棄物を含む、※…限定あり

会社名	許可行政	許可番号	許可年月日	有効期限年月日	事業区分	許可品目																																		
						一般廃棄物	産業廃棄物																					特別管理産業廃棄物												
																																特定有害産業廃棄物								
							(1) 燃え殻	(2) 汚泥	(3) 廃油	(4) 廃酸	(5) 廃アルカリ	(6) 廃プラスチック類	(7) 紙くず	(8) 木くず	(9) 繊維くず	(10) 動植物性残さ	(11) 動物系固形不要物	(12) ゴムくず	(13) 金属くず	(14) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	(15) 鉱さい	(16) がれき類	(17) 動物のふん尿	(18) 動物の死体	(19) ばいじん	(20) 令第2条13号に該当する廃棄物	（水銀使用製品）	（水銀含有ばいじん等）	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉱さい	廃石綿等	燃え殻	ばいじん	廃油	汚泥、廃酸又は廃アルカリ
エコリサイクル	大館市	第519	令和6年4月1日	令和8年3月31日	中間処理（破砕・選別）	○※																																		
	秋田県	00521071573	令和7年9月1日	令和12年8月6日	中間処理（破砕）							○		○					○	○																				